

## 令和元年度東京都税制調査会

### 第1回総会

令和元年5月17日(金) 18:00~20:02

都庁第一本庁舎7階 大会議室

【長田税制調査担当部長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の総会は、配布資料の一部をペーパーレスとし、タブレット端末を用いて資料を御覧いただきます。お手元には、「次第」「座席表」「委員名簿」をお配りしております。

また、本日、御発言の際は、お近くのマイクを御使用いただければと思います。御使用に際しては、マイクの下側のボタンを押していただきまして、赤いランプが点灯してから、御発言をお願いいたします。

よろしければ会議を始めさせていただきます。進行は池上会長にお願いをいたします。

【池上会長】 それでは、これから第1回東京都税制調査会を始めます。

今年度は、3年を1期とする調査会の第2年度となりますので、よろしくお願いいたします。

まず、はじめに、知事より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【小池知事】 花の金曜日の6時でございますが、今日は、令和時代を迎えて第1回目となる東京都税制調査会の開催でございます。多数、委員の皆様方に御参集いただきましたこと、まずもってお礼を申し上げます。座らせていただきます。

さて、令和の時代に入りましたが、振り返ってみますと、平成の時代において世界経済の中における日本経済というのは、残念ながら時価総額のランキングで見ましても、また、様々な指標で見ましても、世界と比べますと、まだパフォーマンスで十分であったかどうか、様々な課題を残した30年ではなかったかと思えます。

また、世界に目を転じますと、今、もうユニコーン企業と言われる、例えば、アメリカですとGAF Aとか、それから中国のBATとかですね、大変な、在庫を持たない、そのような企業が、大変、世界の経済のプラットフォームを作ってきているという、そのような認識があるかと思えます。

一方で、日本においては、そのユニコーン企業というのは、残念ながら見当たらないと。ましてや、今はユニコーンから、今度はデカコーンになると、昨日、日経新聞にも出ておりましたが、更に上に行くような世界の流れも見られる部分がございます。

そういう中で、このデジタル化という大きな波が来、産業が変わり、ものづくりを得意としている日本経済、そしてまた、それが集中しております東京が、どうやって経済を伸ばしていくのか。持続可能な首都東京にしていくのかというのは、誠に大きな課題でございます。

今、都といたしまして、「『Society 5.0』の社会実装モデルのあり方検討会」を設置いたしまして、まさに新しい社会の実現を目指す、その最中でございます。その意味で、これまでは、行政というのは大体積み重ねで行うものでございますが、一方で、環境政策などは、逆算するというバックキャストという方法をとることがございます。これだけ様々な産業・社会が日進月歩で変わっていく中においては、時には、こうありたいと、こうあらねばという形で、バックキャストをして、そして現在、何をすべきかを決めていくという、そのような手法も必要ではないかと考えるところでございます。

ましてや、人口が減少する、そして高齢社会はもう目の前、そして、更に加速することが明らかという東京でございますので、今後とも、この東京に、その「稼ぐ力」、そして、例えばユニコーンを育てると

いうことをしっかりと行う必要があるかと思っております。

そういう中で、地方財政というのは、極めて都市の基盤として重要でございます。言うまでもないことかと思っておりますけれども、地方財政が直面する課題を、東京とその他の地方とのパイの奪い合いをこれまでやってきた。その東京の「稼ぐ力」を昨年度におきましては、年末の税制改正、皆様方にいろいろと御議論いただいたところではございますが、東京の大事な「稼ぐ力」を削ぐ流れになったわけでございます。

そして、一方で、この改めて、今、ふるさと納税も様々課題といいましようか、問題点が浮き彫りになっているかと思っておりますが、改めて地方分権の根幹にもう一度立ち戻る必要があるのではないかと。そしてまた、それぞれの地方の強みであるとか、自立しようというその思い、そして、そのノウハウ、これらがより生かせるような流れを作るべきと考えております。そして、そのことによって、オールジャパンで、力を最大限に引き伸ばしていく。それによって国全体が持続可能になるかどうか、大きな岐路にあるのではないかと思っております。

この実現に向けまして、地方税の拡充など地方税財政のあるべき姿、これを目指しました本質的な議論を必要としておりますので、皆様方には、ぜひともそのお力添えをお願いしたいと、冒頭に、まず御挨拶とお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【池上会長】** 知事、ありがとうございます。

次に、当調査会の委員に異動がございましたので、事務局から紹介させていただきます。

**【長田税制調査担当部長】** それでは、今年度から当調査会の委員に就任された委員を御紹介申し上げます。

立川市長の清水委員でございます。

中央大学教授の工藤委員でございます。

委員の紹介は、以上でございます。

**【池上会長】** それでは、議事に入る前に、私から一言御挨拶申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、今年度は、この3年を1期とする東京都税制調査会の2年目でございます。昨年度は、皆様の御協力をいただきまして、10月26日に答申を取りまとめることができました。改めてお礼を申し上げます。

昨年いただきました知事からの諮問では、地方分権の進展に合わせて、国から地方への税源移譲、あるいは地方の役割に見合った税財源の拡充を図っていくと。そのための地方税制、それから、国と地方を通じた税制全体のあり方について意見を求めるというものでございます。昨年も、いわゆる法人課税のあり方を中心として、いろいろと議論を重ねてきましたが、今年も引き続いて、国と地方、あるいは地方の間の税源配分のあり方、あるいは、今、いろいろと消費税についても話題になっておりますが、その問題は、地方消費税にも関係してきますので、時機をとらえて議論ができればと思っております。また、自動車の問題も含めてですが、地方レベルの環境関連税制のあり方、あるいは、先ほど知事のお話にもございましたが、IT企業に対する課税についても、ヨーロッパ諸国を中心に、いろいろな動きがございますので、それが日本についてどういう意味を持っているのか、あるいは、どういう対応が可能なのかという話もあります。今日の青山先生の御講演もそこに関わるのですが、それも含めて、いろいろな観点から税制のあり方について議論していきたいと考えております。

その際、この調査会といたしましては、もちろん東京都の立場がございましたけれども、あるいは、地方公共団体全体の立場、あるいは地方と国の役割分担、あるいは権限の配分に見合った自主財源のあり方について、という観点で議論を深めていきたい、そして、10月に答申をまとめたいと考えております。

委員の皆様は、それぞれ各界で重責を担われている方でございます。皆様、大変お忙しいことは重々承

知しておりますが、ぜひ御協力いただけるようお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

それでは、議事に入っていきますが、知事におかれましては、所用のためここで退席されます。

【小池知事】 よろしくようお願いいたします。

(知事退席)

【池上会長】 それでは、初めに、今年度の検討事項等について、事務局から説明をお願いします。

【長田税制調査担当部長】 それでは、恐れ入りますが、資料2「令和元年度検討事項等について(案)」を御覧いただきたいと存じます。

初めに、「Ⅰ 検討事項」でございます。当調査会は、平成30年5月に、知事から「地方分権時代にふさわしい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これに関連する諸制度について意見を求める」との諮問を受け、第1年度の答申を平成30年10月に取りまとめました。令和元年度は、1及び2に掲げた事項について御検討をお願いしたいと考えております。

一つ目は、「直面する税制上の諸課題に関すること」でございます。国の税制改革の動向などを見据えつつ、経済のグローバル化やデジタル化、自動車の大変革、人口減少と更なる高齢化など、直面する様々な変化に対応するため、税制上の諸課題について御検討をお願いできればと存じます。

二つ目は、「真の地方自治の確立に向けた税財政制度に関すること」でございます。真の地方自治の確立を目指し、地方自治体の自主・自立的な行財政運営のために必要な、総体としての地方税財源の拡充と安定的な地方税体系のあり方、その他これに関連する諸制度について御検討いただきたいと考えております。

次に、「Ⅱ 検討スケジュール」でございます。本年度も昨年度と同様に、国における税制改正の動きに機動的に対応することができるよう、10月末を目途に答申の取りまとめをお願いしたいと考えております。したがって、6月から10月にかけて小委員会を5回程度開催し、検討事項について集中的に御検討いただきたいと考えております。その上で10月後半には審議のため総会を2回程度、開催させていただきたいと存じます。

説明は以上です。

【池上会長】 ただいま説明しました検討事項と検討スケジュールについて、御質問はございませんか。もしくは、御意見はございませんか。

秋田特別委員。

【秋田特別委員】 会長をはじめ、先生方、そして、小委員会等で、ぜひ、早々に私、検討をしていただかなくちゃいけないなと思う事項がございます。それは外国人の方の税をどう捕捉、今後していくかということでございます。御案内のとおり、外国人訪問客数が増えているだけじゃなくて、今後は国の動きとして、労働人口として受け入れていくという方針が決まっているわけでございますし、そういった方々も、旅行者の方とはもかく、そういった方々は今後、公共サービスを利用するように、当然、なっていくわけでございます。なぜこの問題を、私、ここで提起させていただいたかということ、恐らく、この国にとって有史以来初めて、これだけの外国人の方が、この国に、そして東京にやって来ているというのが今の現実だと思います。島国であると、あるいは江戸時代には鎖国をしていた、そういった環境の中、初めてこれだけ多くの外国人の方が、この国で旅行するだけでなく、生活をしていく時代になっていくわけですから、繰り返しになりますが、当然、公共サービスを利用されるということでございますし、実際、先日、統一地方選挙が終わりましたが、例えば、江戸川区では、インド人の議員さんが誕生したり、そういったこともございますので、行政の方にも現実に入り込んできているという事態は、私は、しっかりと認識し

ていかなくちゃいけませんし、繰り返しますが、政府も、これから受け入れていくということですから、一番、外国人の方が多くなるのは、当然、ここ東京でございますので、ぜひ、早々に御検討いただければと思います。

【池上会長】 ありがとうございます。ただいま秋田特別委員からは、この4月から、国の政策も転換したので、これから外国人の受け入れといいますか、入国、あるいは滞在が非常に増えることになる。これについて、特に東京では増えることが予想されるので、これに対する税制の面、あるいは執行の面といいますか、捕捉の課題について問題提起がございました。

この点について、まず、他の委員の方から御意見、コメントがございましたら、いかがでしょうか。もちろん、これは検討課題として提起していただきましたので、これは確かに税の捕捉ですが、例えば住民税であるとか、あるいは資産課税、あるいは国民健康保険とか、これは社会保険の問題ですが、そういった面で確かに東京都、もしくは、この市区町村で大きな課題になってきていると思います。

【秋田特別委員】 例えば、どういうことかといいますと、今後、住まうようになったら、当然、医療も使っていくわけです。医療サービスも使っていくわけです。あるいは、当然、道路も使っているだけじゃなくて、医療も使っていくわけでございます。これはかなり医療費が場合によっては増大することだってあるかもしれない。とするならば、当然、何かを買ったりするときの消費税だけではなく、他の部分もお支払いいただくというのが、受益と負担の原則だと思っておりますので、そういった意味で、ぜひ、御検討をいただきたいと、こういうことでございます。

【池上会長】 わかりました。今期は来年度まででございますので、どこかでそれを組み込んで、議論の機会を設けていきたいと思っております。ありがとうございます。

他に、今年度の検討課題につきまして、御意見、御質問がございましたら、曾根特別委員、どうぞ。

【曾根特別委員】 特別委員の曾根です。二つ、検討事項として提案されている課題については、私もおおむね賛成ということをまず申し上げておきたいと思っております。

先に、2の方で提起されている「真の地方自治の確立に向けた税財政制度に関すること」で、私ども特に強調したいのは、この間、都税調の毎年の答申の中でも、地方税制度の中で、所得の再配分機能を強化するというのも、やはり検討すべきだということが言われてきておまして、特に、昨年は、法人課税の問題が議論されました。これは我が党も、かねてから訴えている点でございます。

特にこの間、私、注目すべきだと思っているのは、10年ちょっと前に、国の財源を地方に配分する一方で、その地方の財源の一つである住民税が、5、10、13の累進課税だったんですが、これを一律10%課税にしたわけです。その分は、個人として国の方の所得課税を累進化を強めて、穴埋めしたわけですが、地方の税財源としては、住民税がフラットになったことで、かなり、そういう意味では所得再配分機能が弱まったと。サービスと、その費用負担の関係で言えば、当然だというふうに、当時、私、言われた覚えがありますけれども、で、その後、低所得の方に負担が大きい国保の国保料、もしくは国保料の値上げが、この10年間続いているわけなんです。特に23区の場合、見直しがありましたので、それまで扶養家族を持っている国保加入者は、それで減額されたんですけども、減額がなくなりましたので、扶養家族の多い世帯ほど国保料がどんどんかかるといふふうに、これが強まってきて、多いところは2倍ぐらいに国保料が上がっちゃって、もう、例えば住民税よりも税率が高いという状況になっております。それだけに、やはり、所得の再配分機能強化という点でも、改めて住民税のあり方というものを見直す検討を、私は、取り組むべきじゃないかというふうに思うことが一つです。

それから、東京の場合、この間、消費税の配分率が下がってしまって、他の地方にそれが回されているというふうになっているんですが、消費税が10%に、もし上がった場合の経済的な影響や、それから東

京の配分が、その分、また地方の方に回されるということも含めて、改めて10%増税は、私どもは中止を求めています。とにもかくにも、ここは一旦足をとめて、検討し直すということは、言ってみれば全体の税財政改革の、一旦、見直しを求める上でも、私たちは、ここは都税調として、そうあるべきかどうかは別にしても、何らかの声を上げるべきじゃないかということは申し上げておきたいと思います。

ちょっと、長くなって申しわけないんですが、新たな課税の中で、今日、勉強させていただきますデジタル課税などについては、私も、EUの先行して取り組んでいる、例えば3%、デジタル課税をした場合、五十数兆円の収益を見込めるというEUの試算がありますが、これは大変大きな試算だと思いますけれども、いずれにしても、それだけの大きな超過利益がとられているという点についての適切な課税は、これは国際的に協力してやらないとだめだというふうに、前から言われておりますので、ぜひ、東京から国に対して物を言うという点で、ぜひ、積極的に検討を進めるべきだというふうに思っております。

以上です。

**【池上会長】** ありがとうございます。住民税、特に個人住民税に関する点は、今年も小委員会で議論させていただきたいと考えております。

それから消費税につきましても、これは、もちろん3年間の答申の中で、実際に消費税の税率の上げがどういう形で東京都に影響を及ぼすか、あるいは、全体の負担に影響を及ぼすかということについても、これは昨年度も議論をしてはおりますが、3年間でまとめる答申の中で、改めて考え方を示したいと考えております。

それから、デジタル課税につきましては、今日の御講演もごさいますし、また、これは一種の国際的な企業課税のあり方ですが、まず勉強しながら、捉え方について考えていきたいと思っておりますので、いずれも、今年度、来年度の議論の中に取り入れていく論点だと考えております。ありがとうございます。

それでは、他に御意見、御質問、あるいは御提言がございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、検討事項とスケジュールについては、事務局からの案とおりとします。ただいま御発言がございましたことも議事録に残させていただきますので、そういう視点も含めながら、今年度の議論、そして来年度に向けた議論を進めていきたいと考えております。

これらの検討事項につきましては、昨年度と同様に、小委員会において集中的に検討していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

それでは、議事はここまでといたしまして、本日は、ここで有識者ヒアリングに移りたいと存じます。本日は、21世紀政策研究所、国際租税研究主幹の青山慶二先生に、お忙しい中お時間をいただいて、当調査会にお越しいただきました。青山先生には、「電子経済課税に関する国際的な動向」というテーマでお話しいただき、今年度の議論に御示唆をいただきたいと考えております。

青山先生のプロフィールについては、資料3を御覧いただきたいと思っております。

それでは、準備が整いましたので、プレゼンテーションをお願いしたいと思います。青山先生、よろしくお願いたします。

**【青山慶二氏】** ただいま御紹介いただきました青山でございます。今日は、皆様方の前で、電子経済課税に関する動向について説明させていただく機会をいただきまして、大変ありがとうございます。よろしくお願いたします。

本日、こういうテーマでお話する機会をいただいたのは、私が21世紀政策研究所という経団連のシンクタンクで、国際課税の諸テーマを毎年設定して研究しているところ、過去1年ぐらい、このテーマで各委員の研究活動を取りまとめさせていただいたという経緯があったからだと思っております。

同研究会では、国際的な課税の動きの日本のビジネスに及ぼす影響というものがどういうものなのかと

という視点で、国際的な議論を見ていくということになります。従って、本日の報告も実務的な観点でのいろいろなプロポーザルの評価というものが入ってくるかもしれません。御出席の委員の方々には、国際課税の中で電子経済への対応をどのように構築したらいいのかと、学問的にいろいろなアイデアがある中で、議論を重ねておられる先生方が多いと思います。今日の私の説明は、そういった学問的な領域での広がりまでは、残念ながら及んでおりません。現在、OECDの場でどのような議論が行われ、政策決定に向けて各種利害関係者への影響を踏まえながら各国間の協調がどのようなポイントをめぐって行われているのかと、こういう観点で説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは始めさせていただきます。

最近では、毎日、新聞をあければ、必ず電子経済あるいは、デジタル経済の問題は、課税問題に限らず、独禁法との関係でのデジタル産業の位置づけなどに関する記事を見ない日はないぐらいです。

そこで、税の観点でデジタル課税の問題が、どういうところに焦点が当たって議論されているのかというのを、配布資料の最初の図でもって説明させていただきたいと思います。なお、今日、お話しさせていただく話は、デジタル課税の国内、国外両方を通じた話というよりは、国境を越えたデジタル取引が、直面すべき課税問題というところに焦点を当ててございますので、その点も御了解願います。

1 ページの図で真ん中に縦線がありますが、これが国境線です。国境を越えて顧客に対してビジネスが取引をしている場合の取引のルールは、伝統的なビジネスモデルに乗っかってきました。すなわち、物、サービスを国境を越えて提供するときには、通常、恒久的施設という現地における物理的な施設が存在し、その物理的施設において、いろいろな人的リソースを動かして、所得の稼得に貢献させるというモデルです。

伝統的なビジネスモデルに対する課税ルールに対して、GAF Aを中心とした新しい高度にデジタル化されたビジネスは、チャレンジを投げかけました。すなわち、顧客と電子的に直接つながり、媒介者を必要としないビジネスは、伝統的な国内法及び租税条約上の課税ルールの下では、顧客所在地に課税所得を十分帰属させられないという弱点があったからです。

顧客が所在する国では、取引による経済的な付加価値が発生しているはずであり、それを所得概念のもとで把握して、顧客所在国の課税当局に配付すべきではないかという議論が高まってきました。その背景には、デジタル経済の供給者にとって顧客の所在地には、契約履行を補助する者とか、引渡しを担当する倉庫などの、最小限の存在だけで済んでおり、それらの最小限の存在は、所得を稼得する中心的な活動から見ると極めて端の方にある機能であり、恒久的施設を構成しない、という伝統的な見方に対する疑問提示があります。例えば、従来倉庫は、契約で成立させた売上を実行するのに、一番最後の時点で物を倉庫から運び出して、顧客のところへ届けるという作業にかかわるもので、所得の稼得からは程遠い貢献と見られてきました。また、市場への進出前の広告宣伝活動とか、あるいは、新しいマーケットを開拓するための準備的な作業も、所得の稼得からは遠いところにあるというふうに考えられ、伝統的な課税ルールでは、そのような業務を行う場所は、課税根拠とされる恒久的施設とは認識されなかったわけです。

電子経済について顧客所在地に発生するこのような課税漏れのリスクは、従来から、消費税につき長く議論され、消費地における消費課税を保証する対応が必要だという国際的な合意に到達しました。

一方で、所得課税の方は、顧客から支払われる対価が構成する国内源泉所得について、顧客所在地国における所得税及び法人税の課税漏れの問題が、依然として未解決のままでした。そのような課税困難は、特に、リスクをとらない形態の現地でのサービス提供事業体を作り上げて、契約の本体は、国境の外にいるというふうな事業再編によって、増幅されたといわれます。これはコミッション契約と呼ばれますが、先ほど申しあげました倉庫などに見られるような、準備的、補助的活動の利用と相まって、特にデジタル

関係の業界は、顧客所在地における税負担を免れており、相対的に他の業界より優遇されているのではないかと、問題になっていたわけです。

そのようなビジネスモデルとして電子経済の課税漏れリスクをまとめたものを、2ページ目に掲載しています。そこで、考えなければいけないのは、所得帰属の問題です。事業所得が、仮にその顧客のいるところで発生しているとしても、果たして、顧客所在地に課税権を配分すべきネクサス（課税根拠）があるのかどうかという問題です。伝統的な考え方では、恒久的施設の存在こそネクサスというふうに考えられてまいりました。帰属のための根拠となるネクサスすなわち「経済的な実態、事実」がどのように認定できるのかという問題です。

さらに、もう一つは、課税所得の認識です。プラットフォームを利用したユーザー参加による新たな価値創造は伝統的な課税ルールのもとでは、供給先の企業にとっての顧客所在地国での課税所得とは捉えにくいのではないかと問題です。

これまでネクサスとしての恒久的施設の中には、供給者である会社の現地小会社や、現地の支店、工場が含まれ、その貢献が課税所得認識の対象になるという建前でした。なお、それ以外にも、従属的な代理人が顧客の間を取り持つ場合も、課税のためのネクサスになるとされてきました。いずれにしても、その供給者がコントロールできるものが顧客所在地にあるという要件です。しかし、デジタルビジネスになると、ユーザーとの間で直接結ばれた契約の下、顧客からその情報の提供、データの提供が行われます。この場合、ユーザー側の意識としては、これはバーター取引、すなわち、私は、例えばGoogleの検索機能をただで使わせてもらっているが、それに対して、向こうは、ただで私のデータを回収しているとの認識とも考えられます。同じ経済価値が行き来しているだけだとすると、そこで発生するB to Cの価値交換については、従来の恒久的施設というネクサス概念では捉えられません。したがって、ネクサス概念を、伝統的な恒久的施設という枠から広げなきゃいけないのではないかと考えが問いかげられました。

実は、この問題の検討には、大変長い歴史があります。最近、税源浸食と利益移転（BEPS）への取組の下で、多国籍企業の二重非課税を許さない方向の厳しい合意が順次成立しましたが、それ以前に、国際課税ルールに対するチャレンジ問題が、まず、1998年にOECDで取り上げられました。映画や音楽などの国境越えの配信サービスに着目して、電子商取引にどう課税すべきかという問題が、初めて俎上に上がったのです。

このときは、アメリカのインターネット産業が中心的なターゲットになり、OECDはオタワの閣僚会議を開催し、包括的な課税原則を合意しました。資料に記したとおり、課税の枠組みは、中立性、効率性、安定性などの原則に沿うべきという伝統的な課税理論の確認でした。すなわち、電子商取引以外に適用されてきた従来の課税の枠組みを電子商取引にも適用すべきであり、さらには、現行の課税ルールは、これらの課税原則を十分体現して電子商取引にも適用する、という答えです。ただし、その枠組みの範囲内では、新しい課税措置の導入は否定しないという合意でした。

その後、それを受けて、2003年、2005年と消費税、さらには、事業所得課税についての検討が進んだわけですが、中でも大きな進展は、消費課税については、消費地をその課税地とするということについての合意ができ上がったことです。

一方で、所得課税のところは、その後も伝統的な個別の解釈論に終始しました。まず、2003年にはウェブサイトは恒久的施設ではないが、サーバは、場合によっては恒久的施設になるとのガイダンスを出しました。次に、2005年には、ある国が財貨サービスの供給市場を提供しているという事実のみでは、そこから得られる所得の一部について課税権を与えられているわけではないと、取りまとめています。これがBEPSプロジェクトが始まる前の結論といえると思います。

今回、OECDで取り組んでいる新しいルール作りは、この従来の整理を根底から変えようというふうな内容です。

そこで、その転機になるBEPSの報告では、どのような検討がなされたのかということの説明いたします。2015年に最終報告書が作り上げられましたが、電子経済は、行動1、すなわち15項目の中で最も重要なものとして設定されたんですが、他の14項目が最終的な処方箋を含む結論を出せたのに対して、行動1は検討視点の提示にとどまり、最終結論に到達しませんでした。2020年まで検討が繰り延べられたのです。このときの検討過程では、三つの視点が提示されました。1番目は、恒久的施設の例外規定の見直しですが、これは恒久的施設に該当しないといわれてきた準備的、補助的な業務について、利益から遠いところにあるのかどうかを見直すという方向性です。2番目は、企業が収集したデータの価値に着目した課税を検討するという、今進行中の問題意識です。3番目は、電子商取引の取引対価の決済に着目した課税、すなわち所得税では源泉徴収を行おうという方策です。取引があったら、その際、対価の決済は通常金融機関がやりますので、決済に関わる金融機関に源泉徴収義務を課するような間接的な形で課税ができないかという検討です。

なお、消費税については、効率的な徴収方法がどうしたらできるのかが検討されました。役務提供者が国境の外にいたので、仮に登録事業者になっても適正に納税を確保できるかといった問題点でした。

行動1の報告書のまとめは、法人課税についてBEPSの他の検討項目での対応で、基本的にできるかもしれないというものでした。他の14の項目の中で、電子経済に十分効果を及ぼしそうな処方箋というものが幾つもあったわけです。例えば、恒久的施設の例外的規定の見直しについては、行動7が、PE認定からの人為的な回避をアウトとする新しいルールが作り出されました。そこで、当面それらを適用してみたところで、もう一度、2020年まで時間をかけて、電子商取引の本格的解決策を考えたらどうかという整理です。

また、上記の2番目及び3番目の視点については、三つのオプションを提示しています。すなわち、2020年に向けて検討するに当たっての検討の切り口として、①新たなPE概念、②源泉徴収、③平衡税です。平衡税というのは、聞きなれない言葉ですが、内外の競争条件を公平にするための税という意味で、国内の事業者は税金を払っているのに、海外から供給しているところは払っていない不均衡を是正するために、海外業者にターゲットを絞った税です。

最後に、消費課税についてはBEPSでほぼ解決が付き、我が国も税制改正で導入したBtoB間のリバースチャージ、及び、BtoC間事業者の登録制度で整理されています。

2015年の時点でBEPSの最終報告の中で中ぶらりんになっていたものを、2020年に向けてどうしたらいいのかという内容の取りまとめをしたのが、2018年の中間報告書でありました。ここで、先ほどの方向性について、更に深掘りした分析が出てきました。

まず、長期的な解決を検討する一般的な前提として、ユーザー参加の潜在的価値や、現地国で収集されたデータの徹底的な利用に注目すべきだという考え方は、すなわち、ユーザー参加やデータに焦点を当てるという考え方が、まず登場しました。その背景には、各国が国内法改正で導入しつつある税収確保のための暫定措置の拡大があります。いわゆる市場国にとっては、ITジャイアンツである例えばアメリカのGAFANAなどが、顧客のいる市場国で納税しておらず、本来自国が得るべき税収がその分未収となっているとの現状への対応です。

そのような暫定的で一国限りの課税が始まったのが、2018年の中間報告の時点でした。これに対して整理を急がねばということでOECDは検討を加速しましたが、暫定措置の必要性やメリットについてコンセンサスに至らず、導入は推奨するものではないという控えめな合意にとどまりました。加えて、も



し、どうしても国家主権のもとで暫定措置の実施を決断する場合には、条約や、WTO、EU協定などを含む国際的な取り決めの義務は遵守すべきとのガイダンスを付加しています。

中間報告では、BEPS最終報告書が提示した処方箋とその効果を、その時点で評価しています。

各国の暫定措置については、賛否両論があったわけですが、まず賛成する論拠としては、価値の創造された場所での課税の実現とか、税制を公平にするための税制改正が必要というものでしたが、そのタイミングとして、何も対応しないままグローバルな協調ルールを待っていたんでは、今の課税権配分を是認することになり、そのリスクと比較考量したら、一国限りで発進するほかないという意見も紹介されています。これに対して、暫定措置に対する反対論は、グロスベースに対する課税は過大な負担になるとともに、法人税と二重課税も発生する。加えて、納税者にとってのコストも非常に高くなるというものでした。

また、BEPSの他の項目で電子経済に対応できるのではないかということについての評価は、次のとおりです。まず、どの処方箋で対応できるのかについては、PE認定の人的回避の防止の他に、移転価格の提案があります。すなわち、評価困難な無形資産についての評価方法に関する合意が挙げられています。GAFA等IT企業は、専ら高度で価値の高い無形資産に依存してビジネスをやっているものだから、これを移転価格上適切に評価できるようになれば、移転価格の観点で所得の偏在をある程度是正できることとなります。しかも、弾力的な国際的な事業再編により節税のメリットを得るスキームの一部は、無形資産の所在地国を移転する際の価格評価を適正に行うことで、タックスプランニングの余地が狭まるとの期待もありました。また、タックスヘイブン税制の強化も効果的と評価されます。これは、例えばGAFA等が、最終的な親会社、あるいは持株会社をタックスヘイブンにおいて、それを利用したリストラクチャリングでグローバルな実効税率を下げているとすると、タックスヘイブン税制というのは、そういうところへ集積した利益を、本部の方に合算できるということでありますので、これも一定の抑制効果が認められるわけです。その他、租税条約の濫用防止規定も、電子経済の適正課税に効果があると認めています。ただし、この時点では、処方箋効果の定量的なデータは伴っていませんでした。

その後、結果的にEU等での暫定的な一国限りの措置が続出したという事実は、上記の他施策に必ずしも各国が満足していなかったことの証ではないかと思えます。

また、中間報告書では、デジタルエコノミーについて、更にしっかり現状認識をしなきゃいけないのではないかと指摘しています。すなわち、新しいビジネスモデルを前提としてこの問題を拡張して考えていく必要があるとの指摘です。シェアリングエコノミーを含め、オンラインプラットフォーム上のユーザー情報などのビッグデータの活用について、税務当局間で情報を交換して検討する必要があるとの指摘です。その背景にあるのは、高度にデジタル化されたビジネスは、scale without massとあって、「現地での物理的存在を伴わない規模の拡大」という特質を持ち、ネットワーク効果を含むデータとユーザー参加の無形資産とのシナジーで、超過収益を生んでいるが、そこで稼得された超過収益は現在どこに帰属しているのかという問題意識です。

結局のところ、超過収益の市場国への帰属いかんをどうするかは、その価値創造に貢献しているのは何なのかということによります。この点、市場国の立場からの見方が三種類に分かれました。1つ目のグループは、これは、高度にデジタル化されたビジネスに、既存の課税根拠のルールと利益配分のルールを適用すると課税権配分のミスマッチを招く点こそ問題ではないか、とするものです。2つ目は、現在主流な考え方のグループであります。電子経済の課題は高度にデジタル化したものだけではなくて、グローバル経済全体に関わるものだという立場で、抜本的なネクサスルールと利益配分ルールの改正を求めています。これまでの作業では、伝統的なルールである独立企業原則を超えるような検討も行われています。

その際、利益配分ルールについても、比較可能性を重視する従来の手法を変える必要があるのではないかと、という問題意識も、このグループでは検討されています。なお、3つ目のグループは、B E P S最終報告書で十分で追加措置は不要とするグループでした。途上国がこの立場をとったわけです。

2020年に向けたその作業の方向性は、この中間報告の段階で決まったわけですが、これだけ大きな改革ですので、あらゆる利害関係者を巻き込んでの合意形成が必要となるので、去る3月にOECDで大規模なコンサルテーションが行われました。2020年は最後の答えの年なので、実質的な勝負は2019年となり、ポリシーの方向性を決める必要があります。実質的な検討期限は、今年中という中で、いろいろな議論がこれから展開されることとなります。

最終的に2月に発表された2019年の取りまとめのためのたたき台ペーパーに入る前に、まずグローバルな環境変化を確認したいと思います。

OECDのグローバルな作業に対して、一番の圧力をかけてきたのがEUでした。2018年3月に、デジタル課税の指令案というものを出しました。これは二つ、要するに中長期的な見直し案と、短期的な見直し案が含まれます。この時点では、加盟国が個別の短期的かつ一国限りの税制改正に着手し始めていたので、暫定措置にかなりの力点が入っていました。というのは、中長期的な見直し案は、恐らくOECDでグローバルな案として検討されるので、緊急性が高いのは暫定案との認識です。

具体的な指令案の中身として、まず、中長期的な案では、支店など物理的拠点がなくとも課税できるネクサスの構築及び機能分析による利得配分ということで、ここで「重要なデジタル拠点」という定義を持ち込みました。次に、短期的な見直し案の方は、既に各国が勝手にデジタルサービス税を入れつつあった中でしたので、EUとして3%のデジタルサービス税で統一しようという提案です。資料にあるように課税のための閾値を設け、多くの会社が該当しないような提案となっています。EUでは本指令案につき、この3月までに合意を目指しましたが、最近合意は無理ということでギブアップ宣言が出ています。

EUで進行しつつある国別の課税の説明に移ります。まず、デジタルサービスにターゲットを絞ったものではありませんが、その先駆けとして英国で迂回利益税というものが創設されました。これは、B E P S対応の特別税で、国内でのP Eを構成しないサポート活動等により、人為的に租税回避された迂回利益を対象に、通常の法人税より高い税を課すものです。各国から条約違反の二重課税と批判されると、これは所得に対する税ではなく条約の適用対象にならないと反論しています。英国では、さらに、デジタルサービス税も導入する構想が発表されていますし、イタリア等のデジタル取引税もしかりです。この辺の細かいところは資料を参照ください。また、EU外でも、一国限りの税制対応が行われており、中でも、インドが、平衡税の実施をまず最初にスタートさせました。ただ、ある程度大規模なものだけ対象にしていますが、注目すべきは、経済的プレゼンスに基づくネクサス・ルールを国内法で作っていることです。

また、イスラエルは、通達レベルで「重要な経済的プレゼンス」を構成すれば課税するという趣旨の法解釈を公開しています。オンラインで契約締結を結ぶ、デジタル製品やサービスの利用をする、さらには、イスラエルにローカライズされたウェブサイトを利用して取引をするなどを例示しており、興味深いものです。

EU外でのそのような動きも踏まえて、OECDは、グローバルな2020年に向けた取りまとめの義務を果たすべくG20の支持のもとに、意見集約に取り掛かっています。今年の2月に「経済の電子化に伴う課税上の課題に関するコンサルテーションペーパー」を公表しました。これは、要は2020年に向けて、処方箋を書くときのたたき台であり、事前に開示して意見をもらうための文書です。長期的解決策について複数のオプションを出していましたが、そこでは、柱を二つ設定しました。

1番目の柱が、もともとの問題意識に対応する答えです。市場国またはユーザー所在国に対する課税

権配分を拡大する観点から、ネクサス原則及び利益配分原則を、以下のいずれか（または複数）の概念を踏まえて改定するといっています。①番目がユーザーの参加、②番目がマーケティング上の無形資産の存在、③番目が重要な経済的存在をネクサスとするものです。③番目の重要な経済的存在というのは、これまでの議論をコピーしただけであって、特に具体的な検討は進んでいないようです。検討が具体化しているのは、①と②ということになります。内容については、後で説明いたします。

第2の柱は、デジタルビジネスに限らないんですけど、無税または低課税国への利益移転への追加的対応策です。BEP S防止は、今までの14の処方箋だけでは十分ではないんじゃないかとの問題意識に基づき、一定水準以下の実効税率を課している無税または低課税国に所在する支店・子会社に対する所得合算ルール及びこれらの国に所在する関連者への税源浸食的支払いについて損金算入を否認するルールの導入となります。これは国際協調の下、そういった国に対する支払いは損金算入させないし、そういったところで利益が上がっていたら、自分の国では合算するよというものです。

最後に、第1の柱の三つのオプションの説明をさせていただきます。

ユーザーの参加、これはプラットフォームの先にいる活発なユーザーに着目します。例えば、ソーシャルメディア・プラットフォームのユーザーであったり、検索エンジンのユーザーであったり、オンラインマーケットプレイスのユーザーであったりするわけですが、そういった人たちは、顕著なユーザーの価値創造への貢献をしているとの位置づけです。すなわち、単なる購買にではなく、その際に、自らの嗜好などの情報を積極的に提供する、あるいは、場合によっては取引の相手方の提供した品質についてコメントするわけですが、それは将来に向けて、マーケティング上の効果を発生するわけですので、そういった意味でのユーザーの参加のもたらす価値創造に着目して、ユーザー所在地国に一定の課税権を配分すべきだということです。ただし、分配対象とするのは全部の所得ではなく残余利益となります。取引においては、製造業者は製造業者、そして流通業者は流通業者で、基本的な機能に対するリターンというのは、経済分析で算定されます。通常のマージン率を超える超過収益の一部をユーザー参加等によって作り出したものであり、その部分の課税権を市場国に配分しようという考えです。

これに対して、マーケティング上の無形資産という考えは、アメリカが提起したのですが、こちらの方は、そういう高度に電子化されたビジネスだけではなくあらゆるビジネスに適用されるルールです。

要するに、将来はあらゆる産業が電子化するから、すべての産業に共通のルールとして作るべきで、その際には、市場所在地国にあるマーケティング上の無形資産に着目して、そこに所得のネクサスを認め、配分するということを提案したわけです。こちらも、やはり①と同じように、残余利益を捕まえて配分するという方法です。その前提となる通常利益の算定では伝統的な課税手法を使うので、伝統的な課税手法の延長線上で議論ができるということになると思います。

三つ目の重要な経済的存在で分配しようというインド等途上国の案では、非居住者企業が、市場国からデジタル等の手段で市場国と持続的な関係を構築し定期的に収入を得ている場合に、重要な経済的存在があるとしてネクサスを認定するというものです。これも高度なデジタル事業に限らない方法ですが、配分対象となる課税ベースは、超過収益の計算を経ずにグローバル企業の全世界所得を例えば各国で発生した売上などのインデックスを用いてフォーミュラで算定するもののように、今までの伝統的な移転価格での配分方法からの乖離が大きいものだと思います。

以上三つのオプションの課題を私自身の個人的理解を含めて取りまとめますと、以下のとおりとなります。

まず、ユーザー参加では、ユーザー所在地への配分は、「量的・質的情報または事前に合意された簡易な割合」によるとされていますが、具体的にどう利益配分するのか難しいと思われます。最後は合意され

た簡易な割合、例えば市場国であるユーザー所在地に超過利得の何%を配分するという方向に行くかもしれません。また、マーケティング上の無形資産では、その貢献をコストベースで評価するのかどうかといった問題もあります。すなわち、マーケティング上の無形資産といっても、例えばブランドなどは、マーケットに進出する前に既に価値があったものですが、現地の営業者が宣伝活動によっても価値が高められます。そのような状況下で、マーケティング上の無形資産の貢献に基づき所得をどのように配分するのかについては困難な技術的議論をクリアせねばなりません。

コンサルテーションペーパーの中で注目すべきは、ユーザー参加とマーケティング上の無形資産の案の共通点が強調されている点です。いずれも超過利得にのみ注目し、しかも、両案とも伝統的な課税手法の下で課税が漏れてしまうもののみを対象にすると整理しています。他のビジネスモデルに対する影響度が少ないという意味で、両案がややポイントを稼いでいるようなニュアンスが同ペーパーからはうかがえます。

以上の第1の柱について、どういうコンサルテーションが行われたのかが気になります。まず、1案2案に共通する残余利益の分割については、現行の移転価格制度のもとでも公認されていますが、必ずしも各国が納得する共通のプラクティスが確立しているわけでもありません。コンサルテーションでは、利害関係者の残余利益分割法に関する意見を聞きながら、適用すべきビジネスの絞り込みを含めた具体化措置のあり方につき意見集約をしたいということでありました。そこでは、伝統的なルールから乖離するため、税の安定性の確保や紛争防止のためのアプローチも必要と指摘されています。

次に、第2の柱は、B E P Sすなわち利益移転と税源浸食のリスクは最終報告書の後も残っており、電子経済への課税の処方箋の一つとして追加すべきであるという考えに基づくもので、ドイツ・フランスの提案によるものです。これは無税あるいは低税率国への所得移転について、所得合算と支払いの損金算入制限の二本立ての案となります。各ルールの適用対象は、一定の法人支配率で限定されることになると思います。ここで注目すべきは、米国のトランプ税制改正によるG I L T I 税制（グローバル無形資産低課税所得の合算税制）及びB E A T 税制（税源浸食濫用防止税）です。G I L T I はアメリカから見るとアウトバウンドの投資で発生し海外にたまっている低課税所得を合算するというもので、B E A T は、海外からインバウンドで投資し米国でオペレーションをやっているが、米国から稼いだ利益を、損金算入可能な海外向け支払いで縮減しているのを否認する税制です。第2の柱はこれを参照したようです。この背景には、電子経済への最大の関与国である米国の税制改正を踏まえた処方箋が、グローバルなB E P S 対応の合意を得るための有力なオプションという見方があるように思われます。

今年3月に今までOECDで行われたコンサルテーションで最大級の規模、すなわち、全世界から400名参加でコンサルテーションが行われました。そこでは、特にマーケティング上の無形資産に着目するコメントが多かったと聞いています。また、OECDの事務当局とビジネスのOECD諮問委員会の双方が指摘していましたが、ユーザー参加案は、高度にデジタル化されたビジネスだけを対象にしているという点でこれまでの合意の範囲を逸脱しているのに対して、全体をカバーするマーケティング上の無形資産案は、従来のルールとの連続性のもとの制度設計可能という指摘もありました。

我が国の経団連も意見発表に参加しましたが、G A F A などの高度なデジタルビジネスに焦点を絞ったユーザー案よりも、電子経済全般を対象とするマーケティング上の無形資産案を評価しつつ、I o T を活用する製造業や自動運転の成長が見込める自動車業界などの多国籍企業にとっては、同案は諸外国での予見困難な新たな課税リスクになることを懸念する旨を発表しています。特に残余利益分割への傾斜については、今まで、両方の機能を全部調べたうえで残余利益を配分するというふうなやり方をしなくても、一方が圧倒的に重要な機能を果たしていれば、簡単な機能しか果たしていない国で片側検証を行って済ませ

るという移転価格の従来のルールからの乖離が大きいとし、このままでは実務界に対する影響度が大きいと懸念する主張も幅広く行われたようです。

2020年（来年）に向けた今後のスケジュールですが、5月末に、今回のコンサルテーションを踏まえたOECDとしての取りまとめが、100か国を超える国で構成される包摂的枠組で合意される予定です。それを踏まえて6月上旬にG20財務大臣会合が福岡で行われるわけですが、そこで検討方針を固めることとされています。その後、同方針を基にOECD内の各作業部会に技術的検討を委ねることが予定されていますが、方針のブレイクダウン、例えば条約上どんな条文が必要なのかとか、国内法でどんな改正が必要なのかという検討が各部会で行われるものと思われます。

最後に今後の推移をみる場合の留意すべき点をコメントします。まず、我が国はG20議長国としてのリーダーシップを期待されています。本課題については、アメリカが積極的に関与をしてきている中で、前述したとおり、2017年の自国の税制改正を背景としてインプットを強めてきました。一方では、デジタルサービス税に合意できなかったEUや途上国からは、暫定措置の実施を含めて、フォーミュラという外形標準的な課税の圧力が強まっております。これらの動きの下では、我が国は、日本企業への影響の見通しや紛争対応への備えの必要性を踏まえた、繊細な調整力を発揮しなければならないでしょう。

以上、駆け足になりましたけれども、私からの説明は終わらせていただきます。ありがとうございました。

**【池上会長】** 青山先生、大変ありがとうございました。

今、大きな議論の焦点になっている、いわゆるデジタル課税につきまして、これまでの検討の経緯、特にOECD、あるいはEU、あるいはアメリカも含めて、あるいはインドも含めて、いろいろな国で取組が進められてきた検討の推移と、現状、そして論点について、詳しい御説明をいただきました。

それでは、ただいまの御講演の内容につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

佐藤委員。

**【佐藤委員】** 御丁寧な御説明をありがとうございました。

まず最初に一つ感想ですけれども、今回のOECDの提案と、コンサルテーションペーパーについて、やっぱり二つ大きな特徴があって、一つは超過利益に注目していると。これは実はG20のキャッシュフロー課税だと思うんです。これはトランプ税制も、実はG20のキャッシュフロー化を進めているという点があるので、やっぱり米国の税制改正を模しているというか、引きずられているのかなという印象でした。

それから、二つ目の配分基準なんですけど、マーケット・インタンジブルであろうと、ユーザー・パーティシペーションだろうと、ある意味、仕向地主義的な性格を帯びてきていると。完全に同じではないですけど、やっぱり消費地に着目しているという点においては似ているんですね。なので、やっぱりある種全体として、国際課税の流れがキャッシュフロー税化とやっぱり仕向地主義化になっているのかなというのが感想です。これはアメリカでもともと提案されていることで、WTO上だめだと言っていたんだけど、ふたを開けてみるとEUも提案し始めていると。何かそんなふうな話なのかなと思うんですね。

質問なんですけども、合算というのは、もともとEUがこういう合算が好きなのは、CCCTBがあるからだと思うんですけど、ただ、今、日本でも連結納税のいろんな問題があって、いわゆる合算って難しいよねという話がありますよね。子会社と親会社との関係とかで。どこかで間違えたら全体が狂ってくるので。だから、合算のプロセス、分けるも大変ですけど、合算のところもどのぐらいの税務コストを見込んでいるのか、何かこのあたり、テクニカルに問題はないのかなというのが質問です。

あと、ちょっと簡単に三点ほど感想ですけど、やっぱりこの税調で、せっかく都税調は何か今年提案を

するということであれば、やっぱり三つポイントがあって、今申し上げたとおり、全体として世界の流れは、今、超過利益に対する課税を強化するというのであれば、ある意味、国内の税制改正の一つのあり方、法人課税のあり方として、やっぱりキャッシュフロー税化というのも一つあり得て、これに一番近いのは実は外形標準課税なんです。

それから、もう一つが、やっぱり日本は今、財務省的には一応OECDに基づいて租税協調、国際協調を路線にしていますけど、やっぱりプランBは必要になってくるので、やっぱりデジタル課税について日本独自の対応を作っていくというのは、これは国ではちょっとできないので、国は国際協調なので、都でやってくれると助かるんじゃないかなということ。

それから、実はBEPS問題というのは、私、おもしろがってよく言うんですけど、国内には既にあるんです。というのは、別に租税回避という意味ではなくて、例の分割基準問題です。例えば財政審なんかでは自動販売機の本社一括計上とか、あと都税調だとソーラーパネルの話が出ていましたけど、要するにPEがないけれど何らかの価値が生まれているというのは、別に国内でもあるんです。今、日本では、それは分割基準は基本的に事業所とか、あるいは従業員数で割っていますけれど、実はPEで割っているんです、あれ、本当は。だけど、PEがないけど価値が生まれているということは幾らでもあり得て、それは国内のサプライはデジタルに限らないんですけど、国内のサプライチェーンが複雑化しているのは当たり前なことなんです。なので、ある意味、この種の議論というのは、実は日本の国内の法人二税の分割基準の問題、あり方なんかについても、ちょっと問題を提起しているんじゃないかなというふうには思いました。

以上です。

**【池上会長】** ありがとうございます。

ただいまの感想と質問について、青山先生から、何かコメントがございましたら。

**【青山慶二氏】** まさにポイントを突いた御質問をいただいたと思います。キャッシュフロー課税の方向に向かっているんじゃないか、要するに消費課税の方向ではないかという御指摘ではあり私も共感しますが、議論の建前は依然として所得課税のところにするように見えます。というのも、ネクサスのところの議論は、代理人PEの延長線上にあるという位置づけの様にも見えます。代理人は確かに契約でもって法的なコントロールのもとにあるわけですが、例えばプラットフォームのユーザーとその便益の提供者の関係というのは、直接の法的な代理関係ではないけれども、経済的にはお互いに依存関係にあるわけです。相手が提供したビッグデータに基づいて、アルゴリズムで分析して、よりターゲットに見合った広告を作り出すというのは、一連の基本契約の中で暗黙に了解されているかもしれない。そうすると、それは、従来の物理的PEに加えた機能的PEの一つのパターン、また変形かもしれないといった整理も不可能ではないと思われます。その意味では、キャッシュフローのベースでの議論に入るちょうど境目のところにいるような気がします。まだ従来の所得課税のネクサスからは離れきれない状態であり、本格的なキャッシュフローベースの議論の入り口ではないかと思います。

次に、プランBのところ、日本が議長国の立場で非常に苦しいところにあるわけですが、確かにこの動向がどういふふうに進むかによって、日本が何もしないでいいのかという意見がありうると思います。アメリカの議会では、今までITビジネスは最も強力なロビイストであって、税制改正の動きに対し強力な働きかけをしてきたといわれています。同様に、日本でも、経団連がIT業界の意見を反映した国際的な主張も展開しています。そういった状況を背景に、レベル・プレイング・フィールドという観点からプランBの提案も排除できないだろうと思います。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、他に御質問、御意見がございましたら。いかがでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 大変興味深い御講演をどうもありがとうございました。

私からは、二つほど質問をさせていただければと思います。

一つ目は、電子経済課税の中での課税情報、課税情報に関わる観点から、少しお聞かせ願えればと思います。この課税を実際に実現するに当たって、事業者からの情報をどういう形で入手するのかという点です。まず、事業者は、どういう情報を提供するのかということが議論になるのかなという気がしています。同じように、今度は課税当局の方がどういう情報を要求するのかということも、やはり議論になってくのではないかとこのように考えているんですが、実際の議論の中で、どういった議論がなされていたのかということと、先生のそれに対する御見解を聞かせていただければと思います。

二つ目は、先ほど先生もおっしゃいましたが、地方税を考えるに当たっての何らかのインプリケーションというものがあるのかどうか。とりわけ、先ほど配分基準をどうするのかということと、やはりいろいろ争いが国際課税の中でもあるということですし、実際の超過収益を算定するというに当たっても、かなりの難しさというものではないかというふうに考えています。今、国際課税の中では、恐らく国税レベルの話として、超過収益とか配分の基準とかということが議論に上がっているとは思いますが、それが地方税として考えたときにどういうインプリケーションが考えられるのかということと、先生が、もし、お考えがあれば、お聞かせ願えればというふうに思います。

【池上会長】 では、青山先生、お願いします。

【青山慶二氏】 ありがとうございます。

関口先生の御質問の最初の、課税動向を見ていくときに事業者からどういう情報が出てくるのかということとありますけれども、今議論されている課税方法のうちにはフォーミュラ的なものが結構あるので、その場合は公開財務データである程度やれるということになると思います。ただし、必要な情報は基本的には、課税手法によって変わらざるを得ません。例えば売上税方式の場合には、支払い段階で捕捉して源泉納付する仕組みとなり、まさに支払う人のところで勝負がついてしまうので、事業者自身からの提供というものは、重要性は少なくなるかもしれません。

ただ、問題とされているのは、課税権を配分するときに超過利得を残余利益分配法でやるということになると、複数の課税管轄が残余利益分割の分割ファクターについて共通の情報を共有していないとできません。ここで議論になっているのは、移転価格の文書化に関する国別報告書の提出です。国別報告書というのは、多国籍企業が全世界で例えば10か所でビジネスをやっていると。そうすると、それぞれの国で売上が幾らあって、その売上に基ついて幾ら税金を払っている、さらには、何人雇っているなどの個別情報を提供する新しい枠組みです。今までは、例えば、全世界で10社あるグループの一番小さい子会社のある国ではビジネス全体のグローバル情報などの入手できなかったのが、これが届くようになりました。移転価格をきっかけとした文書化の拡大ですが、これはあらゆる国際税務について参照できる資料となります。ただし、これが濫用されると事業者から見ると非常にリスクの高い情報ともなります。実質的な機能や引き受けたリスクに基づく経済学的な所得配分じゃなくて、フォーミュラに基づく外形的な配分をしようとするときに使えるデータということになるので、国別報告書については、産業界、特に日本のビジネスからも強いクレームをつけて、あまり対象範囲を広げないようにすべきと主張してきました。

この議論との関係で、先ほどの第1の柱の中で、残余利益分割法をいかに効率的にやったらいいのかというコンテキストで、国別報告書の情報開示内容をもう少し広げたらどうかというコメントも出てきかね

ません。そうなるくるといろんな利害関係者の意見を集約することは、一層難しくなるのではないかなと思います。

二つ目の問題は、私にとっては難しい課題です。地方税制に与えるインプリケーションは、私自身なかなか思い当たらないわけですが、地方財政をやっていない素人の立場から見ると、GAF Aの所在地国であるアメリカが苦勞している幾つかのアイデアというのは、日本の中で、地方と東京との間でせめぎ合っているいろいろな財政問題のポジションと共通する要素があるような気もいたします。だから何なのかということは全くないわけですが、配分では消費税の地方間配分は法律できちっと決まっているわけですし、仮に今回の配分原則が合意された場合に、それが住民税等にどう影響するのかといったようなことは、私自身もこれから勉強してみたいと思っています。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、土居委員、どうぞ。

【土居委員】 青山先生、大変充実した御発表をどうもありがとうございました。私も大変勉強になりました。

先ほど佐藤委員から御指摘もあって、それにちょっと触発して感想を一つと質問を一つさせていただきたいと思いますが、まさに佐藤委員おっしゃっているとおりだと思います。ただ、経済学者的に解釈することになるので、もう少し補助線を私が引かせていただくと、まさに18ページの資料が、そこをかなり話のエッセンスのよりどころだと思うんですが、まさに一つ超過利潤に対する課税になっているというのは、まさに超過収益に対する課税をどうするかということが、この第1の柱の中で主要な検討項目になっているということなんですけども、確かに青山先生がおっしゃるように、課税ベースそのものをキャッシュフロー化するというところまでは、まだ税務当局は全然思いが至っていないと。けども、経済学者は、法人課税で超過利潤に課税するという方法は、目下のところ、キャッシュフロー課税というのが一番現実的なものとして存在していると。課税ベースそのものはキャッシュフロー化していないかもしれないけれども、超過利潤に課税しようという発想は、全くそこは一致しているという意味で、ちょっと佐藤先生は先を見通しておられたからなのかもしれませんけども、私の意識をつけ加えるとすると、ベクトルの向きは一緒になっているんじゃないかと。ただ、課税ベースは、まだそこまでは課税当局は変えようというところには至ってなくて、いわゆる法人所得課税の域の中で、この話をしようとしているところだと思います。そうすると、先ほど関口委員がおっしゃったように、どう超過収益というものを切り分けるのかということところは、キャッシュフロー課税に本当に課税ベースを変えれば、それは切り分けるということにはしなくてもいいんだけど、法人所得課税という、見た目は正常利潤なのか超過利潤なのか、見た目はわからないところで超過利潤といってミシン目を入れようとするところで、恐らく実務的ないろいろな悩みがあるということ、先ほど来、関口先生の質問と青山先生の御回答の中で一つ御議論されたという話になっているのかなというのが一つと、それから、もう一つは、先ほど佐藤先生もおっしゃった仕向地主義化という話は、18ページにも書いてあるように、ユーザー所在国に一定の課税権を配分すると言っているというところが、まさにそのよりどころということで、今までは、極端に言えば源泉主義課税ならばユーザー所在国なんていうのは課税権がなかったというところを、もうそうではないんだということに、もう、一歩踏み出しているということ、まさに仕向地主義化の一端が、もうここに現れて、出ているということだと思います。

それと、あと、私がもう一つポイントになっているんじゃないかと思うのは、青山先生も何度もおっしゃったところだと思いますけども、無形資産から生み出される収益に対する課税というのをどうするのか



というところの課題というのが、まさにここで表立って取り扱われているというところで、一つキーポイントというのは無形資産ということになると思います。無形資産は、まさに特許とか商標とかデータというのは、合法的に独占が許されているがゆえに、経済学的に見ても、当然、独占利潤がそこで生じるということが、もう性質からして明らかだと。そうすると、なおさら超過収益に対する課税ということを正面から問わないと、経済的な資源配分の効率性もゆがめてしまうということ。だから課税が正当化されていたという、そういう話になってくるという意味で、非常に、今日のプレゼンテーションは、そういう意味で、様々な概念が非常に結びつくような形で整理をしていただいたというふうに、大変感謝をいたしております。

一点だけ質問をさせていただきたいのは、今後の6月のG20の財務大臣会合に向けてということなんですけれども、24ページに、インドをはじめとする途上国からフォーミュラに依存した諸提案という話が出ていて、そのフォーミュラという話と、それから、インドが既に、これは15ページですけれども、ある種のデジタル課税の概念を打ち出してきていて、まさにそのPE概念をより拡大するような形で、既に動きを見せていると。このフォーミュラに基づく課税という話とPE概念の拡大という話は、何らかの結びつきがあるのか、それとも、それぞれ別々にインドが考えているのか、どういうふうにこの二つが繋がっているのかどうなのか、少しお伺いできればと思います。

【青山慶二氏】 私の説明不足のところを適切にフォローしていただいて、ありがとうございました。

最後のインドのPE概念の拡大と、それからフォーミュラの関係でありますけれども、まず、インドはPE概念を拡大したいと考えています。これは先ほど御説明されましたように、仕向地主義の方向でPE概念を拡大したいということですが、そのときに、PEに帰属する利得をどういうふうに算定するのかについては、フォーミュラが必要という考え方を取っています。これに対し、OECDは、使用した資産、それから果たした機能、そして引き受けたりスク、に基づいて、具体的に個別配分すべきとしてきました。インドは、サービス税についても売上基準でもって配分すべきと主張しています。所得概念からはインドで実現する利益率と他のマーケットで実現する利益率は違うはずなんです、そういう外形的なフォーミュラで配分するという考えを持っているということになります、私自身は、PEの認定自体が従来より広がり、そのネクサスに基づく配分もフォーミュラでもってやれば、インドにとってはハッピーなことかもしれないけれども、長年にわたってOECDがガイドラインで築き上げてきたarm's-length principleが大きく崩れる要因になるのではないかと懸念しております。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、曾根特別委員、どうぞ。

【曾根特別委員】 ちょっと、とんちんかんな質問になってしまうかもしれないんですが、いわゆるGAFAなどの巨大なネット企業に対して、超過利潤部分に課税をするというのは、その超過利潤を生み出している企業活動というのが、あくまで正当なものであるということは当然前提にならざるを得ないと思うんですけれども、例えばフェイスブックの中から、億近い人数の個人情報、流出してというか、盗み出されて、一部では大統領選挙に悪用されたんじゃないかというふうな、個人情報を膨大に集めている、そういう企業が、それをもとにして利益を上げている中で、こういう個人情報を無制限に集めることに対する規制がEUなんかで検討されているというような話も聞いているんですが、それとの関連で、このデジタル課税の問題とどういう関連になるのかというのを、ちょっとあまり、とんちんかんかもしれないんですが、何かGDPRということで、EUでは、そちらの方も検討が進んでいるということですが、ちょっと関連性があつたら教えていただきたいんですが。

【青山慶二氏】 ありがとうございます。

私自身も、そこは非常に関心のあるところですが、ただ、業界が特に個人情報の扱いについてとって違法な行動を規制しなきゃいけないという問題と、今、彼らが実現している超過利益をどう課税すべきかという問題は、別々に対応すべき問題だと思います。OECDの会議の中でも言われているのは、彼らの生み出した超過利得で源泉地で課税漏れになっているものは、その行動が合法、違法のいずれにもかかわらず、課税されなければならないというものです。データが示すところによれば、他のビジネスに比べはるかに大きな研究開発を投入しているので、それによって新たな超過利得を生むようなビジネスモデルを作り出しているとすると、それを把握しようということです。その過程で税以外のところでの不正な行為があったとしても、課税対象となる超過利得算定には影響がありません。情報公開等での不正問題とは一線を画して、税の帰属の問題を議論していくことになるのではないかとこのように思います。

【曾根特別委員】 先ほど、ちょっと課税情報のことがお話あったんですが、税務当局が課税情報を企業から得るといふ中に、個人情報が入らないようにしてほしいというような、一般的なあれがあると思うんですね、危惧の念が。それとは全く、そういうことはガードされるものなんでしょうか。

【青山慶二氏】 税務当局が、例えば、調査の過程で得た個別の情報というのは、もう日本の国内法でもって質問検査権に伴う守秘義務ということで保護されていますので、これは別にデジタルエコノミーに特有の問題ではないと思います。税務当局が調査によって得たものが外に出ることはない、不当に個人のプライバシーを侵害されることはないというのは、もう、伝統的なルールとして定着していると思います。ただ、個人のプライバシーに更にチャレンジするような動きとしては、あえて申しますと、租税回避をしている場合に、BEP S防止の観点から情報交換を更に拡充すべきという国際協調の動きが挙げられます。しかし、その場合も、持ってきた情報を税以外の目的で使うということは、租税条約上一切禁止されていますから、おっしゃった意味での個人情報の漏えいというリスクというのは、私自身は、大きくないと思っています。

【池上会長】 工藤委員。

【工藤委員】 今日は大変貴重なお話をありがとうございました。

非常に頭の整理にもなったと思うんですが、二点、ちょっと感想みたいなものと、一つ質問です。

もう既に佐藤委員や関口委員もおっしゃっていたとおりでと思うんですけども、今回のやっぱり一番重要なことは、ユーザーの参加という、ユーザーから見るといふ見方の問題と、やっぱりここにも、コンサルテーションペーパーのところになるんですが、無形資産をどう考えるかということなんだろうなと思うんですが、それに関して、多分、たしか佐藤委員がちょこっとおっしゃっていた外形標準課税のお話で、結局、そうすると、直接、商品とか売買に関わらないけれども、結果的には価値になっているものをどうやって評価するのかという話なんだと思うんですね。その話を考えていきますと、これは二つ目のちょっと感想めいた話になるんですが、そもそも、デジタル課税といったときに、どの企業までを今対象にしているのかによって、実は制度設計がすごく変わってきていて、今、世の中で議論されているデジタル課税というのは、いわゆるデジタル企業、今日、冒頭でも知事もおっしゃったようなGAF Aとか、そういう企業もありますし、一方では、もっと徹底的にプラットフォームを扱っている企業もありますし、あとは、実は今回、最後に質問に結びつくんですが、今後、もっとインダストリー4.0みたいなのが普通になってくると、全ての企業が、ある種、デジタル的な商取引形態を自分たちのビジネスモデルとして持つてくるようになるので、そうなってきますと、結局は、この問題というのは、現在、GAF A問題みたいに考えられている中だけで制度設計をすると、直ちに制度疲労を起こすんじゃないかというちょっと懸念を私は持っていて、そこで質問なんですが、これは22ページですね、22ページに、今後ということで、経団連の場合には、「GAF Aなどの高度のデジタルビジネスに焦点を絞った1案よりも、電子経

済全般を対象とする2案は、IoTを活用する製造業や自動運転の成長が見込める自動車などの我が国多国籍企業にとって、諸外国での予見困難な新たな課税リスクとなることを懸念する声が大いとしてコメント」でお書きになっているのですが、確かに今、このままいくと懸念だと思うんですけど、これをちゃんと議論しないで、先に実態が進んでいくと、逆に日本が不利になるということも考えられるのではないかと思うので、ここでおっしゃっている経団連のスタンスというのを、ちょっと補足説明いただけますでしょうか。

【青山慶二氏】 先ほど言葉足らずだったかもしれませんが、経団連は2案がもともとのコンセンサスの枠内での提案だからいいだろうと評価しています。しかし、この2案を検討するに当たっての問題点として、懸念があるというコンテキストで今御指摘のコメントになったようです。IoTを利用した新しいビジネスモデルに、どのようにこのマーケティング上の無形資産などが適用されるのかという点については想定で議論しているわけで、具体的にどのように課税問題を整理していくのかというのは、これから来年に向けての作業になるというふうに思われます。3月のコンサルテーションでは、何か全部お互い材料を持ち合っただけというよりは、その時点で出てきたドラフトに対して、今の時点でどんな懸念を有しているかを出すことが主目的でした。これは経団連に限らず、他の国の産業団体のコメントを見ても、同様です。委員御指摘の将来的課題については、これからの検討が深められるものと期待しています。

【池上会長】 松原委員。

【松原委員】 すみません、ちょっとだけ補足というか、コメントという形で、工藤委員の前の曾根特別委員の御質問に関してお話しすると、納税者の権利に関して、情報交換が漏れいするんじゃないかという懸念をされたんですけども、確かに青山先生のおっしゃるとおり、新法ができてからはきちっとされていると思うんですけど、たしか過去にアメリカから得た情報が誤っていたのを間違っただけでリークしてしまって、それで訴訟が起きたというケースはあるのかなと思います。ただし、その後、きちっと手当てをされていますよね、国税庁が。

というのが一つと、あと、もう一つ、今日、私も大変勉強になって、興味深く拝聴していたんですけども、一つだけ私の方から、素朴な疑問として、いろいろと途上国側のサイドについての御説明もいただいていたんですけども、もし先生御存じでいらっしゃったら、中国とかはどのような反応をされているのかについて御教示いただければ。特に移転価格とか無形資産のところは、どこも主張されていたと思うので、簡単でよいので、教えていただければ幸いです。

【青山慶二氏】 途上国の中での中国がどんなこの議論の中にかかわっているのかということについては、実は、確かにアメリカのGAF Aに匹敵するようなジャイアントを国の中に持っているわけですけども、先ほど来お話のありました、国境を越えた場合のデジタルエコノミーのあり方について、他国との間で税以外のトラブルもあるところでもありますし、税の議論の中において、中国がリーダーシップを発揮しているということは聞いたことがありません。少なくとも、この議論の中で、例えば先ほどのオプション2について、アメリカと同じように、そこを積極的に主張しているというふうな情報に接したことはありません。

【池上会長】 そろそろ予定された時間になっているかと思いますが、よろしいでしょうか。

では、清水特別委員。よろしくお願ひします。

【清水特別委員】 特別委員の清水やすこと申します。

本日は、貴重な講演、大変ありがとうございました。初めは国と地方税の税配分、税法、例えば法人税法上とか定められているものに対し、どのように提言していくのかとか考えていたんですけども、それを超えるような内容で、大変興味深く聞かせていただきました。

ただ、単純な疑問ですが、このお話の中で、関口先生の方からもあったのかもしれないのですが、例えばBEPSの方で、各国別の報告書があるため、ある程度課税情報ですとか把握できますということでしたが、これが税務上、各国から見て、不正な行為が行われているかどうか、各国の立場だけから見ると、ちょっとわかりづらいんじゃないかなと素朴な疑問があります。

なぜかという、現状では、日本の場合、質問検査権は国内だけで適用される、当然、そうですね。せいぜい国を越える瞬間というのは、租税条約で、1つの国対国同士では、1対1では進んでいるのが現状です。今後、誰がどんな形で確認したり、OECDで情報があるけれど、どうやって各国におろしていくのかとか、具体的には、ある国で、例えばアメリカで納税額が減り、日本では納税額が増える可能性が出てきたけれども、実際そこがどうなるのか。例えば今だったら日本では損金算入できるようになりましたといっても、相手国の税制によっては、プラスマイナスゼロにならない場合があると思うんですね。そのような交通整理はどうなるのか、御存じでしたら御教示をお願いします。

**【青山慶二氏】** ありがとうございます。

そこも非常に税の観点で重要なポイントになる点だと思います。BEPSプロジェクトの中では、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントを是正しなきゃいけないという行動2がありました。これは各国の取り扱いが違っていることによって二重課税なんかが起こっているものは是正しなきゃいけない。さっきおっしゃった、相手国で損金算入しているのに、こちらで益金に立っていないということだと問題なわけですね。そういったことについて、今回は国内法ベースでお互い穴が開かないようにしようという合意ができました。それがこれからはうまく機能するようになると思います。

もう一つ、情報交換のところでの新しい動きとすると、金融機関の口座情報の自動的情報交換というのが始まりました。これも百何十か国との間の合意に基づくもので、日本は、もう既にその情報を得ています。タックスヘイブンの国も参加したスキームの中で、金融機関の口座情報というのは全部開示されます。これからキャッシュレスエコノミーでは、口座を使った取引というのがどんどん増えてくるとすると、これが、各国課税当局が必要とする情報をきちっとサポートする役割を果たすのではないかと期待されています。質問検査権の行使ということも、もちろん重要ですし、情報交換にも個別にかけるというのも重要ですけども、その前に、自動的に入ってくる情報が増えてくると考えていただければと思います。

**【池上会長】** それでは、よろしいでしょうか。これで有識者ヒアリングとそれに基づく意見交換を終了させていただきます。青山先生、大変ありがとうございました。

今回の次第は以上ですが、他に全体を通して御意見や御質問はございますか。

それでは、最後に事務局を代表して、塩見主税局長から、委員の皆様一言御挨拶をお願いします。

**【塩見主税局長】** すみません、後ろの方から。主税局長の塩見でございます。

本日は、お忙しい中を本当にありがとうございました。そして、青山先生も、本当にありがとうございました。

この都税調、平成12年の発足以来、数々の成果を上げて今日に至っております。昨年度の偏在是正については、都としてじくじたる思いがあるわけですが、今日のお話のように、新しい社会経済の流れに沿って、新しいことをしっかりと検討していくということは、非常に大切なことだと思っております。そして、東京都のみならず、地方全体の税源をしっかりと確保していくことも大切だと思っておりますので、ぜひ、先生方には積極的に検討を重ねていただきまして、ぜひとも地方のため、東京のために、成果を出していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。今日は、どうもありがとうございました。

【池上会長】 それでは、以上をもちまして、令和元年度第1回東京都税制調査会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。また、青山先生、貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。